

## 所有者不明農地の発生予防・解消に向けた方策について（お知らせ）

### 相続登記が義務化されます

不動産登記法の改正により、これまで任意であった相続登記の申請が、令和6年4月1日より義務化されます。

義務化の施行日（令和6年4月1日）より前に発生した相続についても、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。早めに法務局で相続登記を行きましょう。

詳しくは、対象不動産（土地・建物）を管轄する法務局へお問い合わせください。

また、法務省のホームページもご参照願います。

法務省ホームページ（不動産を相続した方へ ～相続登記・遺産分割を進めましょう～）[（外部リンク）](#)

### 相続土地国庫帰属制度が創設されました

令和5年4月27日に「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が施行されました。相続した土地（農地に限りません。）を国に引き渡すこと（国庫帰属といいます。）を希望する土地の所有者が法務局へ申請し、審査を受けて承認されると、相続した土地の所有権を国に帰属させることができます。帰属された土地は国が管理・処分します。

相続土地国庫帰属制度のポイント

- 相続又は相続人への遺贈により手に入れた土地について、所有者の申請により、承認された場合は、土地を国に引き渡すことができます。
- 制度の利用には、審査手数料及び負担金の納付が必要です。
- 国が引き取ることができる土地について、一定の要件があります。
- 相談、申請については、土地の所在する法務局までお問い合わせください。

法務省ホームページ（相続土地国庫帰属制度について）[（外部リンク）](#)

神戸地方法務局豊岡支局

〒668-0024 兵庫県豊岡市寿町8-4

電話 0796-23-0417

### 所有者不明農地制度の活用

所有者不明農地の利活用を促進するため、農業委員会の探索・公示手続を経て、農地バンクへの利用権設定できる制度が創設されています。

制度の活用については農業委員会までご相談ください。

豊岡市農業委員会事務局

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

電話 0796-21-9021